

愛知県議会議員 わたらい克明の

# 県政ジャーナル



2005年 新春号 (第23号)

発行人 わたらい克明事務所  
豊橋市多米東町二丁目20番地の12



## 希望と安心の日本創造の1年!



いかなる困難があろうとも、人間が作り出したものを人間の手で変えられないはずはない!



◆3月25日開幕「愛・地球博」長久手愛知県館と全景【上段】 ◆新春街頭 (1月4日)、代表質問 (12月3日) 【下段】



愛知県議会議員 渡会 克明

新春の候、皆様方にはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。昨年中は、私の議員活動に対し、暖かいご理解と真心のご支援をいただき、誠にありがとうございました。

また、参院選では、私ども公明党に対し多大なるご支援をいただき、結果、見事に大勝利をさせていただくことができました。併せて、心から感謝申し上げます。

私たち公明党は、昨年、結党四十周年の節目を迎え、「大衆とともに」の立党精神を再確認し、決意も新たに出発をさせていただきました。さて、愛知県は本年、中部国際空港の開港、愛知万博「愛・地球博」の開幕と、待ちに待った歴史的な二大プロジェクトが開催されます。「元氣な愛知」、「ものづくりの愛知」を全国に、世界にアピールすべく、本年も飛躍の年にしたいと思っております。

ところで、私はこれからの取り組みべき県政の重点政策課題は、県民の暮らしや地域の安全をどう守っていくか、「地域の再生」へ「地域力」をいかに充実させるか、急速に進む少子高齢化の中で、いかにして持続可能な信頼と安心の社会保障制度の構築を図るか、そして、すべての根本となる教育にどのように取り組んでいくかだと思っております。

私は、この課題克服のために全力を注いでいこうと決意をしております。どうかより一層のご支援を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。皆様方ますますのご健勝とご活躍をお祈りし、私の年頭の挨拶とさせていただきます。

なお、公職選挙法により、年賀状は自粛させていただきました。お許し願います。

平成十七年一月



# 県議会報告



## 十二月定例議会における私の質問と答弁の一部抜粋

十二月三日公明党党友黒澤議員を代表し、本会議で代表質問を致しました。県議会録面中継が左記アドレスで視聴できます。

<http://www.pref.aichi.jp/kyokai/kyokai/>

### 1 県政運営と行政課題について

#### (一) 新行基大綱の策定について(略)

#### (二) 県の役割と機能の見直し

#### (三) 三位一体改革について(略)

#### (四) 県収入の見直しについて

企業収益の状況などを踏まえて、本年度の県税収入についてどのような見直しを持っておられるのか、お伺いします。

#### 【知事答弁】

最近の我が国の経済は、これまで景気のけん引役であった輸出と生産活動で一部弱い動きが見られますが、全体としては回復が続けております。中でも、企業収益は、主要企業の九月中旬間決算が三ヶ月決算に続いて増益となるなど、順調に改善しております。

こうした企業収益の状況を反映して、主要税目であります法人二税収入が今のところ順調に推移していることから、ある程度の増収が期待できると考えております。

しかしながら、原材料価格が上昇していることに加え、為替相場がこのところ急激に円高傾向を強めていること

など、企業収益の悪化が懸念される点もございますので、最終的な見直しにつきましては、今後の企業収益の状況を把握する必要がありますと考えております。

### 2 愛知万博について

#### (一) 観客輸送について

仮に、千五百万人を超える来場者があった場合、会場まで円滑に輸送できるのか、その対策についてお伺いします。また、自家用車利用の依存が高い当地域の特性を考えると、駐車場対策は大丈夫か合わせてお伺いします。

#### 【知事答弁】

多数の来場者に安全・円滑にお越しいただくために、平日における魅力ある催事の開催など、観客が休日に来場しないような方策が検討されておりま

す。また、来場ルートも、特定のルートに集中しないよう事前の広報を十分に行ったうえ、当日の来場者には、インターネットや携帯電話での情報提供、さらに主要駅や道路などでもITを活用した交通情報をリアルタイムで提供し、的確に案内・誘導していくこととしております。

を固めるほか、臨時的な対応についても検討し、万全を図ってまいります。

#### (2) 宿泊施設の確保について

万博期間中、市内のホテルは予約で一杯で客室が不足するのはどの報道が目に付いた。県としては、この宿泊施設の問題について、どのように認識し、今後、どういった取り組みを進めていくつもりなのか、所見をお伺いします。

#### 【知事答弁】

万博期間中の宿泊施設の受入状況について、本年十月二十七日に、宿泊業界、旅行業界に確認をしたところ、賓客の宿泊に関わる名古屋市内の一部ホテルでは予約受付が厳しい状況にあるものの、それ以外の県内の大多数のホテル・旅館では、十分予約が可能な状況でありました。

本県では、万博来場者を、名古屋市内だけではなく、県内及び周辺地の宿泊施設で広く受け入れていきたいと考えております。万博と合わせて、県内外の観光地を巡る周遊コースづくりを旅行業界と一緒に進め、宿泊先として県内各地のホテル・旅館を幅広く活用を旅行業界に要請致しております。

#### (3) 会場内への飲食物の持ち込みについて

飲食物の持ち込みの禁止や、会場内の食事場所などについて、しっかりと周知しなければならぬと考えますが、知事のご見解をお伺いします。

#### 【知事答弁】

会場内では世界各国の料理からファーストフードまで色んな料理を準備し、皆様には、これも博覧会の楽しみの一つとして頂きたいと存じますので、料理の内容や店の場所などを事前に十分にお知らせする必要があります。

一方、ペットボトル類や小中学生などの遠足以外の弁当については、博覧会協会において関係機関と協議を重ね、博覧会を自由に楽しむことと、テロ防止等の安全対策とが、調和した形で両立するよう、会場内への持ち込み禁止の措置をとることと致しましたが、来場者を混乱させることのないよう、事前に十分周知していくことが大切であります。このため、博覧会協会では今後作成するガイドブックやインターネット、万博FM局などを通じて、こうした情報をしっかりと周知していくこととでありますが、県としましては、市町村などにも協力を頂きながら積極的に周知を図ってまいりたいと存じます。

#### (4) 環境学習の取組について

環境万博である愛知万博の取組を一過性にすることなく、その理念・成果を継承して、子どもたちへの環境教育や体験活動を通じた環境学習が必要だと考えますが、今後どのような取組を展開しようとしているのか、お伺いします。

#### 【知事答弁】

子ども頃から自然とふれあい、体験しながら、人と環境との関わりについて関心と理解を深め、自然に対する感性や、環境を大切に思う心を養うことができる環境学習は、大変重要であると認識しております。

万博開催中には、里山や森林での自然体験を通じて人と自然との関わりについて学ぶプログラムなどが展開され、万博終了後も、これらの事業の成果を継承し、跡地も活用しながら環境学習を進めてまいりたいと考えております。

また、本年度中に環境学習の基本方針を策定し、その中で次世代を担う子

どもたちに対する環境学習の取組として、親子で参加できる自然観察会などの開催や、こどもエコクラブの交流事業の支援を展開するほか、学校向けの環境学習プログラムの開発・提供などを行ってまいりたいと考えております。

### 3 児童・高齢者対策について

#### (一) 児童虐待対策について

児童福祉法や児童虐待防止法の改正を受けて、市町村における児童支援体制の整備についての対応状況は如何でしょうか。また、県として市町村をどのように支援していくおつもりかお伺いします。

#### 【知事答弁】

市町村においては、現在、家庭児童相談室や子育て支援センター、保健センター、教育委員会などの様々な相談窓口が設置されておりますが、法改正を踏まえて、現時点で約半数の市町村において家庭相談員の増員や総合相談窓口の設置など、相談体制の充実に向けた検討が行われていると承知を致しております。

県といたしましては、年内に法改正についての説明会を開催をして、全市町村で体制の整備に努めていただくよう働きかけをしてまいります。

更に、具体的な相談業務のガイドラインの作成、相談相談員の専門性の向上のための研修の実施、児童相談センターによる専門的助言などの支援によりまして、市町村の児童相談体制の充実を図ってまいりたいと考えております。

#### (2) 高齢者の消費者被害防止対策の推進について

高齢者の特性及び被害の実態に目を向けたとき、高齢者に対しては、さら

にきめ細やかな被害防止対策が重要と考えますが、県として、今後、高齢者の消費者被害の二層の防止を図るため、どのような取組を講じていかれるおつもりなのかお尋ねします。

【知事答弁】

高齢者からの相談件数が増加しており、その手口も悪質・巧妙になっており、高齢者向けに工夫した啓発誌を始めさまざまな広報媒体を活用して、きめ細かな啓発活動を行っております。

特に、昨年度からは、直接、独居老人宅を訪問して、悪質商法に対する注意を呼びかける「高齢者どうしによる賢い消費者づくりローラー作戦事業」を実施して、未然防止に努めているところであります。

消費者被害から高齢者を守るには、こうした訪問や巡回活動が大変有効と考えられますので、今後は地域でさまざまな活動をしている方々の協力を得て、高齢者が消費者被害に遭わないような地域での仕組みづくりを、市町村と連携を図りながら進めてまいりたいと考えております。

《3》高齢者等への情報提供について ネットあいちのバリアフリー対応について、どのような配慮をされて、また、今後、どのように改善して行かれるのかお尋ねします。

【知事答弁】

ホームページは様々な方々にご利用いただくものでございますので、高齢者や障害のある方々にとっても使いやすいものでなければなりません。「ネットあいち」につきましても、

そのような点に配慮し、例えば、文字を大きくしたり、内容を音声で読み上げたりできるような工夫をしてみたいと考えてございます。

この度、国からも高齢者や障害者の方々が利用しやすいホームページにするための設計指針として、新たに「IIS規格」が示されたので、本県もいたしましたし、今後ともこの規格に沿ってアクセスのしやすいホームページとなるよう、一層改善に取り組みでまいります。

4 中小企業対策について (1) 中小企業融資制度について UFJ銀行問題を踏まえ、中小企業向け融資への影響、UFJ銀行への指導を含めた県としての今後の対策について伺います。

【知事答弁】

UFJ銀行が刑事告発されたことは、極めて遺憾であり、先般直後に、私から直接頭取に対し、再発防止と信用回復に努めるように要請し、その際にも、今後、中小企業向け融資を重視するよう、併せて強く求めたところであります。

現在、UFJ銀行が進めている東京三菱銀行との統合については、両銀行とも、中小企業向け融資を今後、重視・拡大する方針と聞いております。また、東京三菱銀行の県内店舗は少数であり、支店統合の影響は比較的少ないと考えられますが、東京三菱銀行に対しても、地域重視で対応されるよう強く求めてまいりたいと考えております。

新銀行が県内中小企業に対して引き続き円滑な資金供給をしていくよう、今後の動きを注意深く見守り、必要に応じて

を図ってまいりたいと考えております。

《2》ペイオフ対策について

平成十七年四月からペイオフが解禁拡大されますが、県の中小企業融資制度への影響、対策についてどのように考えておられるのか伺います。 ※ 【四面豆知識】ペイオフ全面解禁参照

【知事答弁】

ペイオフ解禁拡大後においては、現行の普通預金による預託では公金の保全を図ることが困難になります。そうした中、ペイオフ解禁後も、決済機能の安全確保の観点から、その金額が保護される決済用預金が、多数の金融機関で導入される見通しとなっております。この決済用預金につきましては、本年二月、金融庁から地方公共団体の制度融資の原資についても対象との見解が示されております。

本県の制度融資につきましては、現在の普通預金をこの決済用預金に切り替えることで、ペイオフ解禁拡大に対応することを検討しているところであります。

こうした対応により預託金の保全を図り、引き続き制度融資を通じて、中小企業への円滑な資金供給を進めてまいりたいと思っております。

5 防災対策について 《1》交通網遮断時における連携について 新潟県中越地震では交通の遮断により、被災者に対する支援に大きな支障をきたしたと思いますが、本県では、交通が遮断した場合はどのような対応を考えているのか。また、東海地震が発生した場合は、国、自衛隊、他県などからの応援について、どのような

【知事答弁】

対策を考えてみえるのか伺います。

対策を考えてみえるのか伺います。

【知事答弁】

交通遮断につきましては、平成十五年に実施しました被害予備調査により、東三河山間部や深美・知多半島部の一部において発生すると予測されております。

交通遮断を防ぐため、建築物の耐震化、橋梁の耐震化や道路の防災対策をし、被災地への支援手段としては、主に自衛隊や消防などのヘリコプターにより対応していくこととしております。また、半島部においては海上からの支援が有効でありますので、三つの海運組合と輸送に関する協定を結び、輸送の確保をいたしております。

東海地震発生時の国、自衛隊、他県からの応援体制につきましては、国が平成十六年六月に定めた東海地震応急対策活動要領において、支援部隊、物資救助資材などの人数、数量などの具体的な応援体制が決められたところであり、その支援が円滑に受けられるよう体制を整えているところであります。

《2》災害時要援護者への対応について 既に県では災害時要援護者支援体制マニュアルを作成していることは承知していますが、県として災害時要援護者への対策にどう取り組んでおられるのか、改めて伺います。

県におきましては、市町村が支援体制を整備するうえで、の指針として、「災害時要援護者支援体制マニュアル」を策定し、支援体制の構築を働きかけをしているところであります。

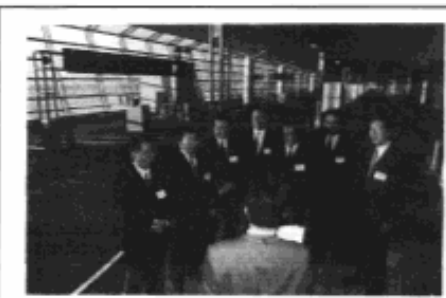
【知事答弁】

また、緊急時に高齢者などの方々が

通報すると消防機関などが家庭に駆けつけるという、「緊急通報システム」を整備する市町村への助成や、社会福祉施設に対し、避難訓練や近隣住民との連携体制を確立するよう指導を行うなど、様々な取り組みを行っているところでございます。

更に、平成十六年三月には、災害時において保健師の保健活動を迅速・効果的に行うための指針として、「災害時保健活動マニュアル」を作成し、県や市町村保健師を対象に岡山演習やマニュアル周知のための研修会を開催しております。今回の新潟県中越地震には、愛知県から保健師や児童福祉司、精神科医など現地に派遣をして、最前線で要援護者の支援活動を経験してまいりました。この経験を活かして、より実効あるマニュアルに見直すとともに、周知を図り、要援護者の安全確保に努めてまいりたいと考えております。

《2月17日開港目前!》



12月15日、中部国際空港を公明党愛知県議員団として視察

# 愛地球博

Exposition of Global Harmony

開催期間：2005年3月25日～9月25日

◆2005年日本国際博覧会協会  
http://www.expo2005.or.jp

## 「グリーンジャンボくじ」



(二次元バーコード)

★2月14日全国発売

特別賞として「愛・地球博賞」  
3800本(現金27万・入場券4枚・万博グッズ)

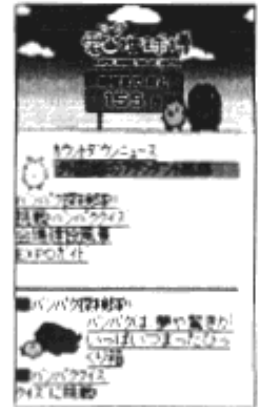
# 愛知万博だより



### 携帯でも万博情報を!

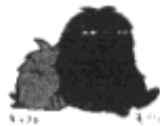
万博ニュースのほか、会期・会場・アクセス・入場料などの基本情報を案内する「EXPOガイド」、万博のウチクを傾けた「パンパク探検隊」、モリゾー&キッコロの壁紙がゲットできる「パンパククイズ」、会場の現在の様子が分かる「パンパク映像」が盛り込まれ、またイベントやパビリオンの予約と確認も可能になります。

http://mobile.expo2005.or.jp



### 公式ハンディブック

愛・地球博(愛知万博)の概要を紹介する「公式ハンディブック」(A5判、192ページ)の販売が12月27日、全国の書店やコンビニ店で始まった。万博の見どころが満載で、各国や企業のパビリオン、イベントなどの紹介のほか、会場へのアクセスやレストラン、ショップの案内も掲載している。定価700円



## 第2回 わたらい克明 後援会総会

第2回わたらい克明後援会総会が12月9日ホテル日航豊橋30階ラウンジで開催されました。

総会に先立って後援会委員の再任が行われ、総会では、酒井憲房後援会長、わたらい克明県議会議員、山本保参議院議員、片木清典参議院議員のあいさつなどがあり、昨年の総会を上回る60名を超える方々にご出席をいただきました。終始和やかな雰囲気の中で進められ、渡会議員夫人の友人がフラメンコで華を添えていただき、盛会の第2回総会となりました。

また、総会には、豊橋出身の太田昭宏公明党幹事長代行、大学時代の同期である北側一雄国土交通大臣からもお祝いのメッセージが届けられました。



### 【豆知識】 ペイオフ全面解禁

#### ★ペイオフ

1970年代に創設された金融機関が破綻した時の処理方法で、金融機関から集めた保険料によって保険対象となる預金について一定限度まで預金者に払い戻し、そのうえで金融機関を清算する制度をさします。

平成15年4月から預金保険制度が改定され、当座預金、普通預金及び別段預金に係る全額保護の期間が平成17年3月末まで2年間延長され、平成17年4月以降は利息が付されない等の一定の条件を満たす決済用預金が全額保護されます。

#### ★決済用預金

預金保険法が定める「無利息・要求払い・決済サービスを提供できること」という3要件を満たす決済用預金のみがペイオフ全面解禁後も全額保護の対象となります。ほとんどの金融機関で取扱いが開始または予定されています。

## 暮らしの相談110番

■自宅■ 〒440-0028

豊橋市多米東町二丁目20番地の12  
電話(0532)62-9633 FAX(0532)64-4368  
E-mail katsuaki@watarai.org

■県庁■ 〒460-0001

名古屋市中区三の丸3丁目1番2号  
電話(052)961-2111 FAX(052)961-2013  
URL http://www.watarai.org/

○公明新聞購読のご案内○

購読料1カ月 1,835円

新聞購読、後援会入会希望の方は「わたらい」までご連絡ください。

○後援会入会のご案内○

http://www.watarai.org/supporter/

### 公明党法律相談 (予約制)

■2005年■

1月7日(金) 1月21日(金)

2月4日(金) 2月18日(金)

3月4日(金) 3月18日(金)

午後6時30分～ 豊橋市民文化会館

★ご希望の方は『わたらい』まで

◆ 県政へのご要望、ご意見など何でもご相談ください。また、法律・税務相談等もお気軽に ◆